

第2回審議会以降の意見修正対応状況

資料2

No	ページ	意見等	対応状況
1	1	計画策定の必要性を前段に追加	「男女共同参画の推進は、女性が輝く場、活躍する場を拡大することで社会を支える力の増大を図り、社会全体の発展にも深く寄与する取組であります。」を追加
2	5	『「社会通念・慣習・しきたり」において、男女の不平等感が高い社会実態は、』を 『「社会通念・慣習・しきたり」において、男女の不平等感が色濃く残る社会実態は、』に修正	指摘のとおり修正
3	6	「④ 協働のまちづくりの先行地区である日頃市地区における、住民主体のより柔軟な地区運営を図る「ひころいち町まちづくり推進委員会」の設立に当たり、最高決定機関である総会の構成員に各地域の女性部長を加えることによる、女性の視点に基づいた意見が反映される仕組みづくりのほか、市内の各地区で地区振興策を話し合うための住民ワークショップなどを開催する際に、女性の参加や意見を得られるような方法や工夫について、市と大船渡市市民活動支援センターが連携して助言などを行いました。」が全体的に長い	『④ 日頃市地区における、住民主体のより柔軟な地区運営を図る「ひころいち町まちづくり推進委員会」の設立に当たり、最高決定機関である総会の構成員に各地域の女性部長を加えることを助言するなど、女性の参画と意見反映を拡大する取組を支援しました。』と 『⑤ 市内各地区の協働のまちづくりの取組について、地区振興策を話し合うための住民ワークショップなどに、女性の参加や意見を得られるような方法や工夫について、大船渡市市民活動支援センターと連携して助言などを行いました。』の2つに修正
4	8	「その是正に向けた事業者に対する取組が必要です。」を 「その改善について事業者に働きかける必要があります。」に修正	指摘のとおり修正
5	10	DV防止法の正式名称	(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)を追記
6	10	加害者にも被害者にもならないよう、デートDVなど若い世代への周知、どのような内容がDVやハラスメントに当たるかの周知も必要	「より効果的な周知方法の検討に加え、若年層からデートDVや、どのような内容がDVやハラスメントに当たるのかなどの周知を強化し、加害者にも被害者にもならない意識の定着を進める必要があります。」に修正
7	15	3の(1)～(7)は現状のみの記載とし、課題は(8)にまとめる	指摘のとおり修正
8	15	「女性の活躍機会の創出が図られず」を 「女性の活躍機会が限定され」または「女性の新たな活躍機会が図られず」に修正	「女性の活躍機会が比較的限定され」に修正
9	16	生活困窮の「解消」を「支援」に修正	「DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援強化」に修正
10	17	「誰もが自分らしく活躍し、暮らし続けたいと思えるまち大船渡」を 「誰もが自分らしく活躍し、暮らし続けたいまち大船渡」に修正	指摘のとおり修正(目次も修正)
11	17	「(1)家事・育児・介護への男性の参画拡大」を 「(1)家事・育児・介護への男性の参画拡大と家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの改善」に修正 「(3)ワーク・ライフ・バランスの改善」を「(3)職場でのワーク・ライフ・バランスの改善」に修正	指摘のとおり修正(目次・基本目標の各ページも修正)
12	18	「女性の活躍機会の増大を促進」を 「女性活躍機会の創出を促進」または「女性の新たな活躍機会を促進」に修正	「女性活躍機会の創出を促進」に修正

第2回審議会以降の意見修正対応状況

資料2

No	ページ	意見等	対応状況
13	18	「コミュニティや防災対策などの意思決定過程、活動などへの女性や若年層の参画を促し、女性、障がい者、性的少数者を含め、多様な生活者の意見を踏まえた地区・地域活動を促進します。」 「コミュニティや防災対策などの意思決定過程、活動などへの女性や若年層など参画を促し、多様な生活者の意見を踏まえた地区・地域活動を促進します。」	指摘のとおり修正
14	19	『（仮称）「男女共同市民会議」の開催』の取組名から、男女共同参画サポーターにつながらない	『（仮称）「男女共同市民会議」の開催と男女共同参画サポーターの養成』に修正
15	19	「年代や性別にとらわれず、誰もが男女共同参画について話し合うことができる」を 「年代や性別にとらわれず、男女共同参画について活発に話し合うことができる」に修正	指摘のとおり修正
16	20	「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）や、その関係者に対して、適切な相談窓口を周知するとともに、パートナーシップ制度の導入に係る検討を行います。」を 「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する市民の理解促進を図り、本人及びその関係者が適切に相談や支援を受けられるよう窓口を周知するとともに、先進事例を参考としたパートナーシップ制度の導入などに係る検討を行います。」に修正	指摘のとおり修正
17	22	「仕事と家庭・社会活動の両立」のほかに、ワーク・ライフ・バランスの言葉を追記	「家事・育児・介護は、「性別にかかわらず誰もが行うものである」との意識を醸成しながら、家庭内での分担・協力を促す実践機会の拡大に取り組みます。」 を 「家事・育児・介護は、「性別にかかわらず誰もが行うものである」との意識を醸成しながら、ワーク・ライフ・バランスの改善に向け、家庭内での分担・協力を促す実践機会の拡大に取り組みます。」に修正
18	22	「家事・育児・介護を行うことに対する」を 「家事・育児・介護への社会的評価を高め」に修正	「家事・育児・介護に携わることの重要性や価値に対する意識を広く高め」に修正
19	22	「若者や高齢者、既婚者などの対象を明確にしながら」を 「若者や高齢者、既婚者などの多様な対象に対して」を	指摘のとおり修正
20	22	「特に子育て世代や婚活中の男性に対しては、家事などへ男性が携わることが、女性の社会活躍に有効であることの意識付けを併せて行うなどしながら、効果的に取り組みます。」を 「特に若い世代に対しては、仕事のみならず、家庭的なスキルを身につけることが、男女ともに「仕事と家庭・社会活動の両立」を成り立たせていくうえで有効であることの意識付けを行うなどしながら、効果的に取り組みます。」に修正	「特に若い世代に対しては、仕事のみならず、家庭的なスキルを身につけ、実践することが、男女ともに、「仕事と家庭・社会活動の両立」を成り立たせる上で有効である旨の意識付けを行うなどしながら、効果的な取組を進めます。」に修正
21	26	基本目標2 パートナーと支え合う家庭生活の実現 【具体的取組】 「(3)DVや生活困窮などの解消と相談窓口などの周知強化」を 「(3)DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援と相談窓口などの周知強化」に修正	指摘のとおり修正（目次と17ページも修正）

第2回審議会以降の意見修正対応状況

資料 2

No	ページ	意見等	対応状況
22	28	「ワーク・ライフ・バランスを改善するため、ICT技術の導入などによる職場環境の改善を支援するほか」を 「ワーク・ライフ・バランスを改善するため、ICT技術の導入などによる柔軟で多様な働き方に対応する職場環境の改善を支援するほか」に修正	「より良いワーク・ライフ・バランスを目指して、ICT※16技術の導入などによる柔軟で多様な働き方に対応する職場環境の改善を支援するほか」に修正
23	28	(1)性別による仕事の内容や待遇の格差の解消に「大船渡市働く婦人の家」に関する標記を追記	「また、女性労働者などの福祉の推進に寄与している施設である「働く婦人の家」について、時代のニーズを捉えながら今後の利活用に係る検討を行います。」を追記
24	29	「(2) 職業に係る女性の活躍支援」の係るを修正	「(2) 職業における女性の活躍支援」に修正
25	29	職業における女性の活躍支援に「女性の就業支援に取り組みます」を追記	指摘のとおり修正
26	30	ワーク・ライフ・バランスを改善していくためには、事業者に対する働きかけのほか、家庭生活の改善が必要	No.11などで対応済
27	30	「国の「デジタル田園都市構想」推進の一環として、職場へのICT技術の導入などによる」を 「国の「デジタル田園都市国家構想」推進の一環として、職場でのデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進などによる」に訂正	指摘のとおり修正
28	32	「女性職員に対し、キャリア早期から企画・管理業務など多様な職務を経験させる人事配置を推進する。」を 「性別により固定される傾向にある職や部署の配属を見直し、性別にとらわれない人事配置を推進する。」に修正	指摘のとおり修正
29	18～33		基本目標1～3に「事業(取組)名」「主管課」「内容」「年度別取組状況」「実施主体」「目標指標」を追記
30			資料(用語解説、男女共同参画行政の主なあゆみ、第5次行動計画の策定経過、男女共同参画審議会委員名簿、関連条例)追記